

事業評価シート【新規事業-1】

事業名	行政手続制度整備業務			基本計画	章	6	総合戦略	基本目標	
事業コード					節	5		施策の方向	
課係名	総務課法規文書係	内線			項	1		施策	
担当者氏名		職名			細項目			整理番号	

事業概要 行政手続法及び行政手続条例では、「申請に対する処分」及び「不利益処分」について、処分ごとに審査基準や標準処理期間を公表することを義務付けているため、全部署において適用になる処分を洗い出し、処分ごとの審査基準や標準処理期間をまとめた個票と処分の一覧表を作成し、窓口に備え付ける。また、市のウェブサイトにも掲載する。

現在の課題や市民要望など 行政手続法の施行から25年経過し、条例適用分は見直しが終わっているが、法適用分については平成6年の施行後見直しが行われておらず、新規制定や改正された法令に対応できていない。近年、茂原市に対する審査請求も増えてきており、今後より一層市民に対する説明責任を果たす必要がある。

事業目的

① 処分に対する審査基準・標準処理期間を公表し、行政の説明責任を果たし、行政運営の透明性を高める。
 ②
 ③
 ④

個別取組

① 法適用に係る処分の洗い出し
 ② 条例適用に係る処分の見直し
 ③ 処分一覧表、処分ごとの個票の作成
 ④ 公表

事業による改善・変更点

① 審査基準や標準処理期間を公表し、市民に対して説明責任を果たし行政運営の透明性を高める。
 ②
 ③
 ④

事業対象 個人・世帯 団体(民間) 団体(公共) 内部管理 その他 ()

内容

① 市の行う処分に関する法令又は条例
 ②
 ③
 ④

業務形態 全部委託 一部委託 直営 負担金・交付金 その他 ()

内容

① 行政手続制度整備支援業務
 ②
 ③
 ④

支出根拠 有 無 法令要綱等名称 ① ② ③ ④

事業継続 単年度 複数年度:無期 後年度負担 有 無
 複数年度:有期[始期 ~ 終期] 内容 更新業務

事業費の積算	2年度	行政手続制度整備支援業務 880,000円	事業費		事務スケジュール	年月	内容
			国 県			R2.6	処分の洗い出し
			市 債			R2.8	部署別処分一覧表作成
			その他			R2.9	個票の作成
			一般財源	880,000		R2.11	確認・修正
			事業費			R2.12	納品
	3年度	行政手続制度更新業務 330,000円	国 県			随時	法の新規制定・改正の都度個票の作成・修正
			市 債				
			その他				
			一般財源	330,000			
	4年度	行政手続制度更新業務 330,000円	国 県				
			市 債				
		その他					
		一般財源	330,000				

経費節減効果 有 無 節減効果の内容

金額 千円

主要指標	指標の種類		計算方法	目標(推計)値		
	名称			2年度	年度	年度
活動指標	①	法適用処分	法適用に係る処分の件数	1000		
	②	条例適用処分	条例適用に係る処分の件数	300		
成果指標	①	整備率	対象処分件数/作成する個票	100%		
	②					

事業評価シート【新規事業-2】

項目別評価	1. 実施主体・目的の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が関与すべき事業か。民間で実施できないか。 ・総合計画における目的に合致するか。課題解決に結びつくのか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 妥当である B. 改善する余地がある C. 妥当ではない	市民への説明責任であるため、市が行うべき事業である。
	2. 事業の有効性		<ul style="list-style-type: none"> ・意図した成果は確実に得られるか。 ・類似の目的を持つ事業はないか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 有効である B. 改善の余地がある C. 有効ではない	処分に対する個票を作成し公表することで、市民に対する説明責任を果たすことができる。
	3. 事業の効率性		<ul style="list-style-type: none"> ・成果を維持したまま費用を削減する余地はあるのか。 ・将来的なコストの増加・増大の要因はあるか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 効率的である B. 改善の余地がある C. 効率的ではない	職員が行うには業務量が膨大であり、また、法律の専門家でもないため見落としが生じる恐れがあり、例規を扱う業者への委託は効率的である。
	4. 緊急性		<ul style="list-style-type: none"> ・今実施しなければならない理由。 ・実施しない場合の問題点。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. すぐに実施する必要有 B. 2~3年後に実施する必要有 C. すぐに実施する必要はない	行政手続法において、行政上特別の支障がある場合を除き、審査基準を公にしなければならないとされているため、早急に必要な必要がある。
5. 市民要望・公平性		<ul style="list-style-type: none"> ・どういう市民要望があるのか。 ・受益者負担は適正か。 ・公平性の点から受益の偏り(特定の地域や個人等)はないか。 	
評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)	
B	A. 多くの市民要望有 B. 一部地域・団体等の要望有 C. 要望はない	近年、茂原市がした処分についての審査請求も増えてきており、その中で審査基準や標準処理期間について説明を求められることがある。	
6. 同規模他市・周辺市町村の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの自治体で実施、同規模以上の自治体は実施、ほとんど実施していないが先進的な取り組みであるなど、具体的に記述 	
県内37市中7市が業務委託契約を締結 (成田市・四街道市・八街市・南房総市・香取市・山武市・大網白里市)			

総合評価	■実施計画における位置づけ、財政状況による実現性	
	評価	◎評価理由 後期基本計画には情報公開の適正な運用が位置付けられており、行政の説明責任を果たすためにも事業実施は妥当である。事業の直営も可能ではあるが、行政処分の洗い出しや検証に多くの時間と労力を要することから現実的ではないと考えられる。
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない
	■政策調整会議による評価	
	評価	◎評価理由 法適用分に関する調査票の整備にかかる事務量は多大であると認められることから、事業の実施を認めるものとする。
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない
■庁議による方針		
評価	具体的な方向性 担当課の提案通り実施するものとする。	
A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	